

附 則

- 1 この要領は、告示の日から施行する。
- 2 この要領の施行の際現に改正前の要領の審査を受け、競争入札の参加資格を有している者についても、改正後の要領第5条及び第6条の規定を適用する。

別表（第5条関係）

業種別審査事項評点数値表

1 配点

| 区 分 項 目 | 点 数 | |
|------------|-------|------|
| | 製造・印刷 | 物品販売 |
| 売上高 | 65点 | 70点 |
| 自己資本額 | 5点 | 5点 |
| 機械機器等の現存額 | 10点 | 10点 |
| 経営比率（流動比率） | 5点 | 5点 |
| 営業年数 | 5点 | 5点 |
| 従業員数 | 10点 | 5点 |
| 計 | 100点 | 100点 |

2 各項目の評点

| 項 目 | 製造・印刷 | 評点 | 物品販売 | 評点 |
|----------------|--------------------|----|--------------------|----|
| 売 上 高 | 2億円以上 | 65 | 2億円以上 | 70 |
| | 1億円以上2億円未満 | 55 | 1億円以上2億円未満 | 60 |
| | 5,000万円以上1億円未満 | 45 | 5,000万円以上1億円未満 | 50 |
| | 3,000万円以上5,000万円未満 | 35 | 3,000万円以上5,000万円未満 | 40 |
| | 1,000万円以上3,000万円未満 | 25 | 1,000万円以上3,000万円未満 | 30 |
| | 500万円以上1,000万円未満 | 15 | 500万円以上1,000万円未満 | 20 |
| | 500万円未満 | 10 | 500万円未満 | 10 |
| 自己資本額 | 1,000万円以上 | 5 | 1,000万円以上 | 5 |
| | 500万円以上1,000万円未満 | 4 | 500万円以上1,000万円未満 | 4 |
| | 100万円以上 500万円未満 | 3 | 100万円以上 500万円未満 | 3 |
| | 50万円以上 100万円未満 | 2 | 50万円以上 100万円未満 | 2 |
| | 50万円未満 | 1 | 50万円未満 | 1 |
| 機械機器等の 現存額 | 2,000万円以上 | 10 | 1,000万円以上 | 10 |
| | 1,000万円以上2,000万円未満 | 5 | 600万円以上1,000万円未満 | 5 |
| | 500万円以上1,000万円未満 | 4 | 300万円以上 600万円未満 | 4 |
| | 100万円以上 500万円未満 | 2 | 100万円以上 300万円未満 | 2 |
| | 100万円未満 | 1 | 100万円未満 | 1 |
| 経営比率 (流動比率) | 150%以上 | 5 | 150%以上 | 5 |
| | 125%以上150%未満 | 4 | 125%以上150%未満 | 4 |
| | 100%以上125%未満 | 3 | 100%以上125%未満 | 3 |
| | 75%以上100%未満 | 0 | 75%以上100%未満 | 0 |
| | 50%以上75%未満 | △3 | 50%以上75%未満 | △3 |
| | 25%以上50%未満 | △4 | 25%以上50%未満 | △4 |
| | 25%未満 | △5 | 25%未満 | △5 |
| 営業年数 | 10年以上 | 5 | 10年以上 | 5 |
| | 8年以上10年未満 | 4 | 8年以上10年未満 | 4 |
| | 6年以上8年未満 | 3 | 6年以上8年未満 | 3 |
| | 4年以上6年未満 | 2 | 4年以上6年未満 | 2 |
| | 4年未満 | 1 | 4年未満 | 1 |
| 従業員数 | 100人以上 | 10 | 50人以上 | 5 |
| | 50人以上100人未満 | 8 | 30人以上50人未満 | 4 |
| | 10人以上50人未満 | 6 | 15人以上30人未満 | 3 |
| | 5人以上10人未満 | 4 | 10人以上15人未満 | 2 |
| | 5人未満 | 2 | 10人未満 | 1 |

熊本県告示第840号

用品調達に係る業者選定要領を次のように定める。

平成14年10月25日

熊本県知事 潮 谷 義 子

用品調達に係る業者選定要領

(目的)

第1条 県が発注する用品調達の適正な施行を図るため、指名競争入札に参加する業者の選定について、本要領を定める。

(指名審査会)

第2条 用品調達を施行する管理調達課内に次の各号に掲げるところにより指名審査会を置く。

(1) 指名審査会は、管理調達課長、管理調達課長補佐及び管理調達課長が指名した者を指名審査員として構成する。

(2) 指名審査会に会長を置き、管理調達課長をもって充てる。会長に事故があるときは、管理調達課長補佐がその職務を代行する。

(3) 指名審査会は、必要に応じてその都度開催する。

(4) 指名審査会は、指名審査員の過半数の出席がなければ、議事を開き審査することはできない。

(5) 指名審査会の審議は、公開しない。また、指名審査会の構成員は、審議の内容を外部に漏らしてはならない。

(指名業者)

第3条 業者を指名しようとするときは、「物品の購入等に係る一般競争入札及び指名競争入札参加者の資格審査要領」(昭和39年熊本県告示第386号)による審査を受け、競争入札参加資格者名簿に登載されている者から選ばなければならない。

(等級別発注用品調達金額の区分)

第4条 等級別発注の標準とする用品調達の種類及び金額は、別表による。

2 業者を指名しようとするときは、当該用品調達の設計金額に応じ、これに対応する等級に属する業者のうちから5名以上選定するものとする。ただし、特に必要があるときは、当該等級の直近下位の等級に属する業者から選定できるものとする。

3 特別の技術若しくは特別の仕様を必要とする用品を調達する場合、又は取り扱う業者が限定される場合については、前2項に掲げる基準によらないことができる。

(指名業者の選定)

第5条 指名競争入札に参加する者を選定しようとするときは、次に掲げる事項について留意の上総合的に判断し選定するものとする。

(1) 入札参加資格審査基準日以降における不誠実な行為の有無

(2) 入札参加資格審査基準日以降における経営状況

(3) 当該用品調達施行についての技術的適性、機械器具等の保有状況

(4) 当該年度の指名及び受注の状況

(5) その他特に必要と認められる事項

附 則

この要領は、告示の日から施行する。

別 表 (第4条関係)

用品調達種類金額別等級表

| 種 類 | 設 計 金 額 | 等 級 |
|--------------|-----------------|-------|
| 印 刷 | 100万円を超え200万円未満 | A、B、C |
| | 200万円以上 300万円未満 | A、B |
| | 300万円以上 | A |
| 備 品 消 耗 品 | 100万円を超え200万円未満 | A、B、C |
| | 200万円以上 500万円未満 | A、B |
| | 500万円以上 | A |

公 告

熊本県公告第792号

平成14年6月7日に提出された大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)に基づく届出に対し、同法第8条第1項の規定により鏡町から意見書の提出があったので、同条第3項の規定により、次のとおりその概要を公告し、当該意見書を縦覧に供する。

平成14年10月25日

熊本県知事 潮 谷 義 子